

平成21年度 事業計画

平成21年度は当館が「主婦会館」として新しく開館してから、53年目を迎えることとなります。

皆様方におかれましては、常々主婦会館の運営に多大のご協力、ご支援いただき、心から感謝申し上げます。

主婦会館は、一昨年より、「消費者のための主婦会館」というスローガンを掲げて、さまざまな角度から消費者の権利を守るための事業を幅広く展開してまいりました。

今年度におきましては、わが国における消費者問題の原点に対応すると考えられる「消費者相談」の拡充と充実を、とくに一般の消費者が気軽に利用できる消費者問題について取組んでまいります。

また、昨今の消費者を取り巻く状況と問題点を学ぶための消費者セミナー「消費者問題と法」、社会全体に警鐘を鳴らすきっかけを構成する「消費者問題調査研究」をはじめとした啓発事業を推進してまいります。

さらに、昨年に引き続き、医療や福祉サービスを担う人材を養成するための「エデュケーター養成講座」、暴力被害の支援相談員の養成講座である「ファシリテーター養成講座」、さらに「こころのケア講座」を新たに開講して、女性の社会的自立をサポートしていきます。

昨今の百年に一度の大不況と言われる厳しい情勢を背景に、消費者をめぐる問題をじっくりと見据え、創意工夫を重ねながら施設の運営と並行して意欲的に公益事業活動に邁進していきたく思います。

平成21年3月

財団法人 主婦会館
理事長 正田 彬

相 談 事 業

1 . 消費者相談室

消費者は自分の望む商品・サービスを選択し購入するのに、事業者から提供される表示、情報などに依存して判断せざるを得ない。昨今は、商品・サービスも多様化し（インターネットのような新しい取引媒体も増加している）、複雑化するに従ってそれに伴うトラブルも巧妙化・深刻化しており、前にも増して消費者個人での問題解決が困難になってきている。

当館の消費者相談室は、日本社会において欠如していた法律的な考え方を是正して問題の所在を明確にするために、来所（面接相談）に主眼を置き、例えば訪問販売のような契約のように、消費者が意識していなかった被害を認知して、その被害救済を主眼とした消費者相談を行うことを目的としている。消費者の権利に基づいた視点から、消費生活相談員が適切な助言、情報提供、斡旋、関係機関の紹介を行っている。

消費者相談室の顧問としては消費者問題を専門に扱っている弁護士とも連携をとっており、必要な場合には直接助言、意見を受けられる体制を整えている。

本年度からは、専任相談員を導入して、より多くの消費者の救済と困難な問題のスムーズな処理を目指して、民間独自の消費者相談室としてさらに充実度を向上していきたい。

さらに、主婦会館ホームページに消費者相談のコーナーを設け、これまでの相談事例の紹介、解決方法などの情報発信を行い、消費者への啓発を図ることにする。

公益事業部門の中で、相談事業の中心として展開していく予定である。

相談日	毎週月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日
対 象	一般消費者
会 場	主婦会館 3 階 消費者相談室
担 当	消費生活相談員 2 名（原則）

2. ティーンズカフェ（思春期の女子向け、心とからだの医療相談）

10代の女子のからだの悩み、性に関する悩み・心配事を、気軽に相談できる無料相談室を開設している。相談内容により、必要に応じて適切な医療機関を紹介する。また、教育現場の方（教師、養護教諭など）、保護者の方からの相談も受け付ける。今後は啓発に必要な活動や情報発信も積極的に展開していきたい。

蔓延するSTD（性感染症）対策も、重要なテーマとして掲げる。（性と健康に関する参考図書・ビデオも常備され閲覧・貸出しも可）

一昨年に開設してから利用者がまだ少数なため、平成21年度はチラシを作成し、都内の小・中・高の保健室や健康センター、保健所、児童相談所などに配布して周知を広めていきたい。

対 象	小学生～高校生までの女子（男子の相談も希望があれば受け付ける） 教育現場の方（教師・養護教諭） 保護者の方からの相談も可
相談日	毎週 木曜日 午前10時～午後5時 予約制 一回 15分～30分
相談料	無料
担 当	産婦人科医師 堀口 雅子

3. 無料相談

（1）無料法律相談

相 談 日 年間で1～2回 開催

（需要により日本女性法律家協会と協議の上決定する。）

相談テーマを設定し無料法律相談を実施することも検討する。

担 当 日本女性法律家協会の会員である女性弁護士

人 数 相談者の人数に応じた弁護士数を設定

(2) 無料面接相談 [高齢者・夫婦・親子問題]

相談日	年間1回実施
趣旨	家族に関する悩みを抱えながら、相談機関に出向くことをためらっている方たちが、気軽に相談が受けられるように、無料相談の機会を提供する。また、関連するテーマを設けてセミナーも実施する。
対象	上記の問題を抱え困っている方、男女を問わない。
担当	社団法人家庭問題情報センター認定の家庭問題専門カウンセラー (元家庭裁判所調査官など)

(3) 無料税務相談

相談日	毎月1回(金曜日)午後1時~午後4時
相談形態	面接相談および電話相談(予約は不要)
趣旨	確定申告から相続・贈与・所得税など生活に直接影響のある税務全般から法人税・会計・経営・法規に至るまで幅広く個々の相談に応じる。正しい税金の知識を持ち、納税の意識を身につけてもらうことがねらいである。
担当	日本税理士会連合会 所属税理士 2名

(4) 住まいの相談室 講座・無料相談会(公開・個別)

住まいの形態がますます多様化しており、マンション居住や高齢者対応など時宜に適ったテーマで特別相談会を開催してきた。

平成21年度も引き続き相談室活動の一環として、下記の講座と相談会を予定している。(株)象地域設計の協力を得て実施する。

第3回「高齢者対応住宅改善講座・相談会」

日時	平成21年 9月 開催予定
趣旨	高齢社会の到来に合わせて、安全安心で住み続けられる住まいと環境の改善をテーマに、具体的な事例紹介と公開・個別の相談

会として開催する。

第5回「マンション維持管理講座・相談会」

日 時 平成21年11月 開催予定

趣 旨 分譲マンションストック500万戸超の時代に入り、管理や修繕・建替え等多くの課題を抱える管理組合・区分所有者への正確な情報発信の講座と公開・個別の相談会として開催する

4. 相談員等養成講座

(1)「健康/権利」エドゥケーター養成講座

将来、医療サービスを担う看護学校の学生に向けて、看護学校での教育では扱わない「命の大切さ」、「人権としての性」という概念について、補習的な教育を行う。

目 的 医療サービスを担う人材の養成
回 数 全21回開催予定
場 所 主婦会館3階 主婦連合会会議室、または主婦会館会議室
対 象 看護学校の学生（各回 5名～10名程度）
内 容 10代が安全な保健行動をとるための知識の提供
自由討議のための「課題」の提供
教材ビデオ上映・自己表現の仕方
担 当 島沢 二三子（健康教育インストラクター）

(2)ファシリテーター養成講座

暴力被害の支援に関しては、予防・介入・その後のケアの3段階にわけられる。現在、日本では介入に関する取り組みは増えつつあるが、予防やその後のケアに関してはまだまだ十分とはいえない状況である。

この講座では、そのように現状の医療サービス、福祉サービスの不十分な点を補うため、暴力被害によって心に傷を負い、通常の社会生活に何らかの支障のある方たちに対し、医療相談の形で支援をする相談員の養成を目的とする。

回数 全6回開催
場所 主婦会館会議室
対象 ファシリテーターとなることを希望する方 60名
担当 中島 幸子（非営利活動法人 レジリエンス代表）ほか

（3）こころのケア講座

暴力被害等のトラウマへのエンパワメントについて学ぶための講座である。女性として与えられたパワーを再確認しながら、新しい自分の姿を見つめ直す手助けをしていく。

別途実施している「ファシリテーター養成講座」は、この「こころのケア講座」のファシリテーターを養成している。養成講座を修了した人がこの講座を担当するが、まだ経験が浅いため、養成講座の講師がフォローとして、毎回参加する。

また、子育て中の参加者が安心して講座を受けられるように保育を提供する。

回数 全12回開催予定
場所 主婦会館3階 主婦連合会会議室
対象 暴力被害によって心に傷を負い、通常の社会生活に何らかの支障のある方。女性限定。
担当 非営利活動法人 レジリエンススタッフほか

5. 法律相談

日本女性法律家協会の協力によって下記法律相談を実施している。一般の方が気軽に法律相談を受けることによってその権利保障がなされるよう、実務経験豊富な女性弁護士が相談に当たる。

相続・遺言、離婚・家族の問題、不動産売買、損害賠償、破産、消費者問題、会社関係、セクシュアルハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの法律相談に応じ、男女は問わない。毎年4月に無料法律相談を開催している。

定例有料法律相談

相談日 毎週水曜日・土曜日 午前10時～午後7時（予約制）

相談料 1回45分 7,875円（消費税込み）

担当 日本女性法律家協会の会員である女性弁護士50名（多少の変更あり）が担当する。

（日本女性法律家協会は昭和25年に設立された女性の弁護士、裁判官、検察官、法学者による全国組織）

6. 夫婦・親子相談

夫婦や親子の間に生じる葛藤や紛争は、多岐にわたり複雑化している。家庭におけるさまざまな悩みを中心に、人間関係や心の問題など幅広く相談に応じ、相談者が問題解決の選択肢を見出し実行するための心情的な支えとなる援助を行う。

とくに年々増加しつつある‘離婚をめぐる悩み’等に対しては、法律的な解決以前の、心の悩みや当事者間の心の行き違いの整理などの援助を実施している。

無料面接相談は、年1回開催を予定している。

定例有料面接相談

相談日 毎週金曜日 午前10時～午後4時（予約制）

1回 60分～90分

相談料 社団法人家庭問題情報センターの規定による料金

担 当 社団法人家庭問題情報センター認定の家庭問題専門カウンセラー
(元家庭裁判所調査官など)

7. 住まいの相談室

相談内容が欠陥・瑕疵にとどまらず、権利関係や快適性など住まい全般に及ぶよう
になって来ているが、近年は設計者・施工者との関わりについての相談も出ている。

相談の対象としてマンション・賃貸住宅・高齢者施設なども視野に入れることが求
められている。

相 談 日 原則として第2第4水曜日 午後(予約制)

相 談 料 1時間 3,150円(消費税込み)

担 当 一級建築士 三浦 史郎

啓発事業

1. 2009年 消費者講座「消費者問題と法」

汚染輸入事故米、有害物質混入の食品や偽装表示をはじめとする食をめぐる問題、商品・サービスの多様化・インターネットや携帯電話などの情報網の普及に伴い、ますます巧妙化するトラブル、また消費者の生活に身近な電気製品・消費生活用品の製品事故や相次ぐリコール等、昨今の消費者を取り巻く環境は夥しい数の問題が浮き彫りになっている。

命と健康、自由、契約、消費者被害の救済など具体的なテーマを取上げて、一般の消費者にもわかりやすい内容で、現行法と消費者行政の関係に重点を置きながら検討していく連続セミナー。

テーマ	消費者問題と法
回数	全14回開講予定
場所	主婦会館会議室
対象	一般消費者30名
担当	正田 彬（主婦会館理事長・慶応義塾大学名誉教授） 鈴木 深雪（元日本女子大学家政学部教授）

2. しゅふれんセミナー2009

分野別に活動している5つの部会がそれぞれのテーマを掲げ、講師を迎えてさまざまな角度から身近な消費者問題を取り上げて、セミナーを開催する。

テーマ	詳細なそれぞれのテーマについては検討中
内容	第1回 衣料部担当 第2回 食料部担当

第3回 社会部担当

第4回 住宅部担当

第5回 環境部担当

場 所 主婦会館3階 主婦連合会会議室、現地見学

対 象 主婦連合会会員および一般消費者

3. 消費者セミナー2009

私たちの生活を支える社会保障や社会福祉の制度は、どのような役割を果たしているのか。また税金の仕組みはどのようになっているのか。消費税をアップする必要があるのか。

高齢者社会において社会保障費等の公正・公平な負担とは何かをテーマに講師を迎えて連続セミナーを開催する。

テーマ 第1回 「社会保障について」

第2回 「税の仕組みについて」

第3回 「消費税について」

対 象 主婦連合会会員および一般消費者

会 場 主婦会館3階 主婦連合会会議室

調査研究事業

1 . 携帯電話に関する、消費者問題調査研究

携帯電話は、今や若者のみならず、子どもから高齢者までが持つ生活必需品になりつつある。機能も単なる携帯電話ではなく、ウェブの閲覧、決済機能など多機能化が進む。

しかし一方で、料金体系の分かりにくさや機能面の問題など、消費者保護の観点での課題が多く存在する。若年層の携帯利用に関する調査は多数存在するが、中高年に関する消費者調査はほとんど実施されていないので、今回は中高年に焦点をあてた調査を行い、問題点を探ることを目的とする。

調査分析結果については、報道機関に発表するなど、社会全体への啓発に努める。

その他事業

1. 消費者問題に関する展示

1Fロビーにおいて、消費者問題に関連する展示を行う。テーマにより各方面の団体等と協力する場合もある。

3ヶ月程度で展示替えする。また会期中も随時情報更新を行い、内容を充実させる予定である。

テーマ案 「食べ物の安心安全」(農民連ふるさとネットワークの協力)

内 容 食品の安全が大きく揺らいでいる。国産の安全な食物を選ぶことによって食物自給率の問題の改善にもつながることの紹介や、農民連の試験センターの分析結果紹介など、パネル展示で啓発を行う。

テーマ案 「地上デジタル放送の正しい情報」

内 容 昨年主婦連合会と主婦会館が実施した地上デジタル放送に関する調査・研究の結果をもとに情報提供し、社会全体への啓発につなげる。

テーマ案 「高齢者の食生活に関する展示」

内 容 主婦連合会食料部の「高齢者の食生活に関するアンケート」結果に基づく情報を展示する。

テーマ案 「製品安全に関する展示」

内 容 独立行政法人 製品評価基盤機構(NITE)との共催で製品事故情報・社告・リコール情報、関係機関の製品安全情報などを展示する

2 . 産直市

農民連ふるさとネットワークとの共催により、安心安全で美味しい産地直送の農産物、干物、海藻類、加工食品等を販売する。

過去数回の開催を通じて、地域の人々も楽しみにする催しとなったので、平成21年度は、3ヶ月に一度程度の定期的開催を行う予定。

テーマ 「農業復活の年 食料自給率をあげよう！」

「持続可能な農業は地球を冷やす！-地球温暖化を防ぐ-」

開催日 平成21年度中に4回開催予定

場 所 主婦会館 正面玄関外

対 象 一般の消費者

施設の運営

1. 主婦会館クリニック

- - からだと心の診療室 - -

主婦会館クリニックの診療理念と発展

「生涯を通じて女性が健康でいきいきと暮らす」ためには、からだと心の両面からのアプローチが必要である。主婦会館クリニックは、臨床心理士の協力も得て、診療と相談・カウンセリングを併行して実施できる体制をとった。

そのためには、身体的な問題で診療室を訪れた人でも、時間をかけて、丁寧に身体的異常の起こった周辺の生活の場の問題を明らかにしなければならない。昨今の医療崩壊と言われるような医療環境の悪化している現場では、一人初診で30分、再診で15分という時間をとっての完全予約制の診療は行えないのが現状である。厚生労働省は昨年（平成20年）所謂「5分間ルール」と言われる、慢性疾患で継続的に決まった処方箋を出すような場合でも、せめて5分間の診療時間をとるようにという指示を出した。それほどに、外来診療では、患者一人に時間をかけられないのである。

一昨年には、がん治療を受ける女性とその家族のための「サポート相談室」を開設し、がん診断・治療後も「自分らしく生きる」ためのサポート専門的立場で行えるようにした。

さらに昨年からは、治療法や生き方についての迷いやブレの発生する事の多い性同一性障害の方に対する婦人科医の立場、カウンセラーの立場でのサポートを積極的に行うこととした。

診療と相談の費用

診 療 疾病の検査・診断と治療については健康保険法にもとづく保険診療で行っている。

相談・心理療法（カウンセリング）

思春期・更年期・老年期の家族・友人・同僚との人間関係の悩み、
がん患者の生き方についての悩み、性同一性患者の家族・友人・同僚との関

係の悩み、セクシュアリティに関わる問題などについての相談は自費診療である。

担当者と診療時間（完全予約制）

堀口貞夫（産婦人科医師）	月曜日	午後 12 時～午後 4 時	（予約制）
	火曜日	午後 5 時～午後 8 時	（予約制）
	木曜日	午後 12 時～午後 8 時	（予約制）
堀口雅子（産婦人科医師）	月曜日	午後 5 時半～午後 8 時	（予約制）
	金曜日	午後 12 時～午後 4 時	（予約制）
佐々木掌子（カウンセラー）	月曜日	午後 12 時～午後 8 時	（予約制）
村瀬敦子（カウンセラー）	火曜日	午後 5 時～午後 8 時	（予約制）
本多洋（産婦人科医師）	水曜日	午後 2 時～午後 4 時	（予約制）
犬飼亜子（カウンセラー）	水曜日	午前 10 時～午後 4 時	（予約制）
高橋都（内科医師）	木曜日	午後 5 時～午後 8 時	（予約制）

2. 会議室・宴会・レストランの運営

（1）会議室・宴会の運営

今年度は昨年からの経済環境の変化が、サービス業に大きな影響をもたらす可能性がある。そうした厳しい情勢を踏まえた上で、サービス態勢のより一層の向上に励み、従来からの常連・リピート顧客を確保しつつ、新たな顧客開拓を目指していきたい。

また、最近利用度が増した政府関連や自治体の研究・報告会議、引き続き成長が続く医療・医薬関連の企業などを対象に的を絞った営業開拓と深耕に重点を置きながら、柔軟な受け入れ態勢で会館運営を目指していきたい。

(2) レストランの経営等

昨年度は広告展開に力を入れ、営業展開の延長も試み個人利用者の拡大に努めてきた。今年度は原材料費の急騰もあり利益の確保第一に考えると、表面下のさらなる努力が必要となると思われる。

広告展開もさらに充実させ、個人客と団体客の適切なコントロールと、曜日別の貸切り提案など、料理をセットに取り組んだ様々な魅力ある企画を提案していきたい。